令　和　７　年

第４回宮古島市議会(臨時会)会議録

＝　臨　　時　　会　＝

令和７年４月28日（月）　　１日

宮　古　島　市　議　会

目　　　　　次

◎　第４回臨時会
ｏ招集告示 ･･ １
ｏ上程案件処理結果 ･･ ２
ｏ応招議員名簿 ･･ ３
〇４月２８日（議事日程第１号）･･････････････････････････････････････ ５
ｏ会期及び日程 ･･･ ６
会議録署名議員の指名について･････････････････････････････････････ ９
会期を定めることについて ･･ ９
議案審議 ･･･ １０

宮古島市告示第８１号

令和７年第４回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和７年４月１８日

宮古島市長　嘉　数　　　登

１　期　　日　　　令和７年４月２８日（月）

２　場　　所　　　宮古島市議会議事堂

３　付議事件

（１）専決処分の承認を求めることについて

（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第１１号））

（２）専決処分の承認を求めることについて

（宮古島市税条例の一部を改正する条例）

（３）専決処分の承認を求めることについて

（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（４）教育長の任命について

（５）固定資産評価員の選任について

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　　　　　　　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
報告 第　３　号	専決処分の承認を求めることについて（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第１１号））	市　　　長	令和７年 ４月28日	令和７年 ４月28日	承　　認
報告 第　４　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
報告 第　５　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
同意案 第　３　号	教育長の任命について	〃	〃	〃	不 同 意
同意案 第　４　号	固定資産評価員の選任について	〃	〃	〃	同　　意
意見書案 第　３　号	米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書	議　　　員	〃	〃	原案可決

開会日（令和７年４月２８日）に応招した議員

大　城　　　仁　君	下　地　　　茜　君
砂　川　和　也　〃	池　城　　　健　〃
仲　間　誉　人　〃	山　下　　　誠　〃
富　浜　靖　雄　〃	粟　国　恒　広　〃
上　地　堅　司　〃	上　地　廣　敏　〃
狩　俣　勝　成　〃	西　里　芳　明　〃
下　地　信　男　〃	山　里　雅　彦　〃
平　良　敏　夫　〃	國　仲　昌　二　〃
狩　俣　政　作　〃	長　崎　富　夫　〃
平　良　和　彦　〃	友　利　光　徳　〃
下　地　信　広　〃	上　里　　　樹　〃
我如古　三　雄　〃	

令　和　７　年

第４回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和７年４月28日（月）

（議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決）

令和７年第４回宮古島市議会臨時会（４月）議事日程第１号

令和７年４月２８日（月）午前１０時１２分開会

日程第　１		会議録署名議員の指名について
〃 第　２		会期を定めることについて
〃 第　３	報告第　３　号	専決処分の承認を求めることについて（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第１１号））　（市長提出）
〃 第　４	〃 第　４　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）　（　〃　）
〃 第　５	〃 第　５　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　（　〃　）
〃 第　６	同意案第　４　号	固定資産評価員の選任について　（　〃　）
〃 第　７	〃 第　３　号	教育長の任命について　（　〃　）

◎会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名について
〃 第　２		会期を定めることについて
〃 第　３	報告第　３　号	専決処分の承認を求めることについて（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第１１号））　（市長提出）
〃 第　４	〃 第　４　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）　（　〃　）
〃 第　５	〃 第　５　号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　（　〃　）
〃 第　６	同意案第　４　号	固定資産評価員の選任について　（　〃　）
〃 第　７	〃 第　３　号	教育長の任命について　（　〃　）
追加日程第１	意見書案第　３　号	米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書　（議員提出）

令和７年第４回宮古島市議会臨時会（４月）会期日程計画表

令和７年４月２８日（月）午前１０時１２分開会

月　　日	曜日	種　別	日　　　　程	摘　　要
４月２８日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝１日

令和７年第４回宮古島市議会臨時会（４月）会議録

令和７年４月２８日（月）

（開会＝午前10時12分）

◎出席議員（２３名）　　（閉会＝午前10時57分）

議　　長（８　番）	平　良　敏　夫　君	議　　員（１２番）	我如古　三　雄　君
副　議　長（２２〃）	長　崎　富　夫　〃		
議　　員（１　〃）	大　城　　仁　〃	〃　（１４〃）	下　地　　茜　〃
〃　（２　〃）	砂　川　和　也　〃	〃　（１５〃）	池　城　　健　〃
〃　（３　〃）	仲　間　誉　人　〃	〃　（１６〃）	山　下　　誠　〃
〃　（４　〃）	富　浜　靖　雄　〃	〃　（１７〃）	粟　国　恒　広　〃
〃　（５　〃）	上　地　堅　司　〃	〃　（１８〃）	上　地　廣　敏　〃
〃　（６　〃）	狩　俣　勝　成　〃	〃　（１９〃）	西　里　芳　明　〃
〃　（７　〃）	下　地　信　男　〃	〃　（２０〃）	山　里　雅　彦　〃
〃　（９　〃）	狩　俣　政　作　〃	〃　（２１〃）	國　仲　昌　二　〃
〃　（１０〃）	平　良　和　彦　〃	〃　（２３〃）	友　利　光　徳　〃
〃　（１１〃）	下　地　信　広　〃	〃　（２４〃）	上　里　　樹　〃

◎欠席議員（１名）

議　　員（１３番）　久　貝　美奈子　君

◎説　明　員

市　　長	嘉　数　　登　君	総務部次長 兼総務課長	上　地　　等　君
副　市　長	砂　川　　朗　〃	財　政　課　長	国　仲　英　樹　〃
企画政策部長	石　川　博　幸　〃	税　務　課　長	外　間　文　彦　〃
総　務　部　長	上　地　俊　暢　〃	国民健康保険課長	池　間　広　樹　〃
市民生活部長	狩　俣　博　幸　〃	地域振興課長	砂　川　真理子　〃
観光商工スポーツ部長	川　平　敏　光　〃	観光商工課長	砂　川　晃　徳　〃
企画調整課長	伊　佐　智　彦　〃		

◎議会事務局職員出席者

事　務　局　長	友　利　毅　彦　君	次　長　補　佐	与那嶺　彰　成　君
次　　長	仲　間　清　人　〃	議　事　係　長	砂　川　果　倫　〃

令和７年第４回宮古島市議会臨時会（４月）諸般の報告書

令和７年４月２８日（月）

	令和７年３月定例会で議決した「訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」外１件の意見書については、３月２５日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和７年２月分例月出納検査結果報告があった。
４月　６日	与那覇前浜ビーチで開催された「海族まつり・サンゴの楽園未来まで集まれ遊ぼう宮古島の海びらき」に参加した。 白鳥崎西海岸公園で執り行われた「黒鷹の勇士」の献花慰霊行事に参列した。 陸上自衛隊宮古島駐屯地で執り行われたＵＨ６０航空機事故に伴う宮古島駐屯地追悼式に参列した。
４月１２日	宝塚医療大学宮古島キャンパスで開催された令和７年度宝塚医療大学観光学部第２回入学式に出席した。
４月１８日	嘉数登市長から令和７年第４回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
４月１８日～２１日	２０日開催の「第３９回全日本トライアスロン宮古島大会」の開会式や表彰式などの関係式典に出席したほか、大会当日は完走メダル授与を行った。
４月２２日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日４月２８日の１日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し処理することと決した。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和７年第４回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。
４月２３日～２５日	２４日、大分県大分市で開催された「第１００回九州市議会議長会定期総会」に出席した。同定期総会では、令和６年度決算認定、令和７年度予算のほか、沖縄県１１市共同提出２件（①日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が集中する沖縄の基地負担軽減について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について）を含む各支部提出の計２１議案が可決された。
４月２４日	嘉数登市長から令和７年第４回宮古島市議会臨時会の招集告示を訂正した旨の通知があった。 以上

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和７年第４回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時12分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、去る３月定例会において議会の同意を得て、４月１日付で副市長に選任されました砂川朗副市長より挨拶の申出がありますので、これを許します。

◎副市長（砂川　朗君）

お時間をいただきましてありがとうございます。令和７年３月定例会におきまして、副市長選任の同意をいただき、４月１日付をもって副市長に就任いたしました。新年度開始早々副市長の職に就き、改めて職責の重さを実感し、身の引き締まる思いでございます。

これまで33年間、市職員として市の行政に携わってまいりました。これまでの経験を生かし、市長が掲げる公約の下、市民が実感できる市民福祉の向上、宮古島市の発展に向け、様々な課題や施策において市長を先頭に各部局連携して取り組んでいけるよう、補佐役、調整役としてスピード感を持って進めてまいります。

本市の行政運営に関しましては、市民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

４月18日、嘉数登市長から令和７年第４回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

４月22日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日４月28日の１日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

４月24日、嘉数登市長から令和７年第４回宮古島市議会臨時会の招集告示を訂正した旨の通知がありました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において狩俣政作君及び下地茜君を指名します。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日４月28日の１日としたいと思います。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声多数あり）

◎**議長（平良敏夫君）**

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日４月28日の１日と決しました。

次に、日程第３、報告第３号から日程第６、同意案第４号までの計４件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎**市長（嘉数　登君）**

令和７年第４回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、報告３件、同意案２件の合計５件でございます。まずは同意案第３号、教育長の任命についてを除く４件についてご説明いたします。

それでは、報告議案からご説明申し上げます。報告第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第11号））。令和７年３月26日から27日にかけて企業版ふるさと納税寄附金をいただいており、令和７年度の事業に充当予定でございますが、寄附金の充当が年度をまたぐ場合は基金に積み立てる必要があるとされております。収入した寄附金の歳入補正予算及び基金積立ての歳出補正予算が必要となりますが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行っております。

次に、報告第４号、同じく専決処分の承認を求めることについて、こちらは宮古島市税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月31日に公布され、原則として令和７年４月１日から施行されることに伴い、宮古島市税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、こちらも専決処分を行っております。

同じく報告第５号、専決処分の承認を求めることについて、こちらは宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和７年３月31日に公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和７年４月１日から施行する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため､地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行っております。

続いて、同意案についてご説明いたします。同意案第４号、固定資産評価員の選任について、固定資産評価員を選任したいので、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

以上、報告３件と同意案１件についてご説明いたしました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎**議長（平良敏夫君）**

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第３、報告第３号から日程第６、同意案第４号までの計４件に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（何事か声あり）

休憩します。

（休憩＝午前10時20分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第３、報告第３号から日程第６、同意案第４号までの計４件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第３、報告第３号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第11号））に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより報告第３号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第３号は承認されました。

次に、日程第４、報告第４号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより報告第４号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第４号は承認されました。

次に、日程第５、報告第５号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより報告第５号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第５号は承認されました。

次に、日程第６、同意案第４号、固定資産評価員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第４号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第４号は同意されました。

次に、日程第７、同意案第３号、教育長の任命についてを議題とします。

本案は、大城仁君の母の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、大城仁君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前10時23分）

（大城　仁君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時24分）

日程第７、同意案第３号、教育長の任命についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

それでは、同意案第３号、教育長の任命についてご説明申し上げます。同意案第３号、教育長の任命について。宮古島市教育長を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

それでは、同意案第３号、教育長の任命について質疑を行います。

今回提案されている人事案については、去る３月定例会において議会の意思は示されております。あれから僅か１か月しかたっていません。それなのに同じ人事案を提出しています。僅か１か月、その間に既に示されている議会の意思をひっくり返すような状況の変化があったのでしょうか、伺います。

◎市長（嘉数　登君）

前回議会の教育長同意案の不同意を受けまして、議会の意思を真摯に受け止め、不同意の理由等について十分考慮し、私なりに再考させていただきました。再考する中で、前回教育長同意案を提案するに至った大城裕子氏のこれまでの経験、本人の資質や教育長在任中の教育行政に取り組む姿勢、加えて市民の大城裕子氏へ期待する意見や職員からの信頼の高さなど、改めて大城裕子氏が適任であるとの思いに至った次第でございます。

確かに前回提案から１か月しか経ていないというご指摘もございますが、本市教育行政のリーダーである教育長不在は一刻も早く解消すべきであり、今回臨時会の開催をお願いし、教育長同意案を提案させていただいておりますので、このことについてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎國仲昌二君

提案されている大城裕子氏は、選挙で息子を応援したい、教育長として政治的中立性を保つのが困難であるということで任期途中で辞任いたしました。このことについては、市長も３月定例会の質疑で認めております。市民の声は、まさにこれなんです。任期途中で辞任したこと、息子の選挙を応援する、だから政治的中立性が保てないということ、今回の人事案に多くの市民が疑問を抱いているのはまさにこの点です。なぜそういった人を提案するのかという多くの市民の声が私には届いております。嘉数登市長は３月定例会の答弁で、市民の皆様のもとへ積極的に足を運び、直接市民の声を聞く旨答弁しましたけれども、今回の人事案について市長自ら市民のもとに足を運んで直接市民の声を聞いたのでしょうか、伺います。

◎市長（嘉数　登君）

今回再提案するに至って、先ほども説明しましたが、私なりに再考させていただきました。その再考するに至る過程では、いろんな方からお話を聞いて、確かに議員ご指摘のように心配する声もありましたけども、むしろ私のほうには期待する声というところもございましたので、再検討した結果、提案させていただいたということでございます。

◎國仲昌二君

議会に提案する人事案というのは、提案される方にとっては、人としての尊厳とか名誉とかプライドとか、そうしたものに関わる非常に重要なデリケートなものだと私は考えます。ましてや、今回は僅か１か月前の３月定例会で否決された方を再提案するというもので、さらに慎重さが求められるべきですが、どうもそうしたところが私には見えません。人事案件が持つこのデリケートな問題、そうしたことについて市長の認識を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

國仲昌二議員ご指摘の人事案件についての認識はどうかというところでございます。私は、県職員時代も人事課長も経験しておりますし、人事案件については数多く触れてまいりました。慎重に検討し、なおかつ関係者から意見を聴取し、それを総合的に判断をして、今回再提案をさせていただいているということと、この人事案件がご本人の人格とか尊厳、そういったものに関わるという点も十分認識しておりまして、改めて再提案するに至っては本人にも意思を確認し、再提案をさせていただいているというところでございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

同意案第３号、教育長の任命について、國仲昌二議員もご指摘のとおり、２度目の提案となりますけれども、今教育行政の中では本当に大きな問題があります。教職員の働き方改革、それから児童生徒の学力の向上等々、嘉数登市長はこの大城裕子氏に対する評価が高いということで今回の提案に至っていると思いますけども、強いて言えば具体的にはどの辺を大城裕子氏に評価をして期待しているのか、その辺をお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

大城裕子氏の実績というところでは、教職員の学ぶ機会の創出、そのために大学と積極的に連携し、大学からの講師の派遣ですとか、大学機関と連携した研修の実施、教職員が大学院へ入学する際の負担軽減を図る補助制度を創設するなど、まさに教職員の育成と支援を積極的に展開をしてきております。それから、また児童生徒の保護者の負担軽減といたしまして、修学旅行費用、それから選手派遣費用、それから英語検定等の検定料の補助制度の拡充にも積極的に取り組んでまいりました。これらの業績は、市民からも高く評価されておりまして、本人の識見ですとか人格、資質など人物本位で選定しており、教育長に適任であるとして、改めて同意案の提案をさせていただいております。

◎下地信男君

これは一般的な考えというか、他の市町村を見ても、教育長というのはもう学校現場、いわゆる校長を退職された、退官された方々、あるいは校長現職の方を登用するというのが多々見られます。これは、教育行政というのが本当に学校中心の行政ということになっているからそういうふうになっていると思うんですけども、そういう声が今回も私にも聞こえています。こういった学校現場を経験された方が、事業を進めるに当たっても、あるいは現場の課題を解決するに当たっても、そういう経験を有した人がいいのではないかという意見もありますけれども、その辺に対する嘉数登市長の見解、お聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

私自身、宮古島市の教育の課題というのは、学力の向上、そういったところは非常に大きいのかなというふうに思っております。もちろん学力の向上という点は、学校現場で長年教壇に立たれていた教師等々も当然考えていることですけども、やはり教育行政という観点から第三者的に見て評価を行っていく仕組みというんですか、考え方も非常に大事かなというふうに思っておりまして、今の宮古島市の教育の課題を解決していくためには、方向性を見いだしていくためには、やはり教育現場というよりも幅広く活躍してきた人材を登用することが必要であるというふうに考えております。

それからもう一点、働き方改革という点もございます。それはやはり当然学校現場だけではなくて、いろんな現場を知っている方が教育長という立場に立って、いろいろ改革していくことがより適切な改革につながっていくというような考えから、そのように選任をしております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地　茜君

３月定例会においては、同意案を提出されて、質疑もさせていただきました。そのことについて嘉数登市長から納得できるような説明がなかったので、不同意とさせていただきました。今回提案されるということですので、その点が解消されているか確認したいと思っています。

１点だけお聞きしたいんですが、１月のご自身関わられた市長選挙、それから市議補欠選挙では、大城裕子教育長、中立を保てないということで辞職をされました。今回提案をされて教育長職になるということは、当然任期中は選挙に関しては中立を求めるという説明もありました。この一方では中立保てない、そして一方では中立を求めるということについて倫理的な一貫性をどうしても見いだせないんです。ここの２つの、近いところは市議選挙がありますけれども、違いをどういうふうに捉えているのか。なぜ一方では中立を保てず、それを認めるような選挙があって、そして一方では中立を求めるというところの背景、何が違うのかというところを教えてください。

◎市長（嘉数　登君）

この間の倫理的一貫性という点でのご質疑かと思っておりますけれども、大城裕子氏は身内が市議の補欠選挙に出馬し、それを支えたいとの思いから、教育長職の政治的な中立を保つために自ら令和６年12月31日付で教育長を辞職しております。今度秋にも市議選挙がありますけども、それに際して息子が出馬するに当たって、ご本人が仮に教育長の職に就いていたとしてどうなのかという点については、私も意見交換をさせていただいて、政治的中立性については本人も自覚をしておりますし、これは私のほうからもそれは申し上げていくつもりでありますし、これまでも申し上げてまいりました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第７、同意案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第７、同意案第３号、教育長の任命についてに対する討論の発言を許します。

◎池城　健君

同意案第３号、教育長の任命についてに対して、反対の立場から討論します。

３月定例会においても、そして先ほども教育行政の空白を早く解消しなければいけないとの意見がありました。私もこの意見に賛成です。しかし、母親として息子の市議補欠選挙の選挙応援したいと自ら途中辞職し、予算編成や学校現場にとって大事な12月から年度末にかけて教育行政の空白をつくり出した大城裕子氏を再度教育長に任命するこの人事案には反対です。

市民からも、自ら辞職した方が再度教育長に就任するのはあまりにも勝手過ぎるとの批判の声が多数届いております。大城裕子氏は、座喜味一幸前市長に任命されながら任期途中で辞職し、実際に選挙運動でマイクを握り、息子や嘉数登現市長を応援する姿が新聞やテレビで報道されたりしました。市民はこの姿をしっかりと覚えていて、「恩をあだで返す」と言っています。このような方が宮古島市の教育行政のトップとして、教育長として児童生徒にどのようなメッセージを発するのでしょうか。そして、児童生徒は教育長のメッセージをどのように受け取るのでしょうか。私のところには学校現場の教職員からも懸念する声が届いております。

市民から懸念する声がもう一つ、今下地茜議員もおっしゃっていましたが、10月の市議選本選挙が予定されています。市長は、教育長として市議選挙において政治的中立を守ることを約束したと述べていますが、市民からは３月定例会終了後にも一人の母親として息子を応援したいと教育長任期途中で辞職した方の言葉としては受け取れません。また10月には辞職するのではとの声も多数届いております。宮古島市の大切な子供たちの教育をつかさどる教育長人事がこのような疑念を持たれることでよいのでしょうか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第６項において、教育長は教育行政の政治的中立を確保するため、政党その他の政治団体の役員になったり、積極的に政治活動を行うことは禁止されています。この同意案を通してしまうことは、宮古島市の今後の教育行政に禍根を残すと同時に、多数の市民の皆さんから深い疑念を示されることになると思います。

最後に、市民の皆さんから「議会がこの人事案をどうするかは議員としての資質、自覚や倫理観、使命感が問われている。市民はしっかり見ていますよ」と言われました。私は宮古島市議会議員として、元学校現場で働いた者の一人として、そして宮古島市の今後の教育行政の発展を大いに期待するものとして、この同意案第３号、教育長の任命についてに反対します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎我如古三雄君

私は、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

ご承知のように教育行政には多くの課題や難問が山積しており、一日たりとも停滞があってはなりません。児童生徒たちの希望が持てる学校教育の推進は大変重要であると考えます。やみくもに教育行政の空白をつくることはいけないと考えます。

今回提案されている大城裕子氏は、これまで教育行政及び市政において多くの重要施策を遂行され、実績を持った教育行政経験者であると同時に、市民の共感と期待も大変大きなものがあります。教育行政の立場から、市長と共に本市における教育行政の円滑な推進と今後の課題解決に向けても十分に対応、寄与できるものと確信するものであります。また、嘉数登市長が人選において唱えているポイントとして、地元で活躍してきた人材であること、教育行政に精通していること、極端な思想、信条がなく中庸であること、職員及び市民からの信望が厚いこと、男女を配置することなどの観点からも合致するものであります。

よって、私は本案に賛成します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎山里雅彦君

私は、反対の立場で討論したいと思います。

市長が言っているように、大城裕子氏はこれまで教育長として、コロナ禍の中で教育環境、学校現場での様々な対応、困難な対応をして、しっかりと教育長として対応していただきました。安定した行政を進めてこられたことには感謝、理解をしておりますが、議員の皆さんからあるように、しかしながら昨年末に市議補欠選挙、市長選挙の中で教育長の任期途中に辞職をしております。中身については、これまで述べているようで、皆さんご承知のとおりでありますが、私が思うに教育長は教育委員会を総括、代表する教育行政の責任者であり、宮古島市の教育はこれからも政治的な影響力から中立的な立場を保つべきであり、そのことが教育委員会が独立した本市の教育機関として、教育行政をしっかりと前へ進めていくことができると私は思っております。

したがって、今回の同意案には反対の立場で討論いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信男君

私は、この同意案第３号、教育長の任命について賛成の立場で討論をさせていただきます。

大城裕子氏、これまで教育長の在任中にいろんなこの議会でも質問をして答弁いただいたり、あるいは現場でいろいろ、教育長の部屋でいろいろ話合いをしたことがありますけども、本当にこの方は宮古島市の子供たちのために本当に汗をかいている人だなということを感じました。今まさに教育現場では多くの課題を抱えております。先ほど申し上げました学力向上の問題やＩＣＴ環境の整備、不登校の問題、市民文化スポーツの振興の問題、それから部活動の地域移行への問題、私は本当に誠意とやる気のある方でないとこのような課題は対処できないと思っています。女性であり、女性リーダーとして活躍されているという部分も私は高く評価しておりますし、何より人格、それから子供たちへの教育に対する熱意、本当に熱いものがあります。そういうことを総合的に評価すると、私は今教育行政に必要なトップリーダーだというふうに期待しているところですので、この同意案には賛成をいたします。

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第３号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

よって、同意案第３号は不同意とされました。

休憩します。

（休憩＝午前10時47分）

（大城　仁君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時47分）

これで市長提出の審議は終了しました。当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時47分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

次に、本日提出された意見書フォルダーに配付しましたとおり、下地茜君外６名から意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書が提出されております。

これより意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にすることを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本意見書案を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第１とし直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書を急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることは可決されました。

この際、追加日程第１、意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見

書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

◎下地　茜君

意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第１項の規定により本案を提出します。令和７年４月28日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提案者議員、下地茜。賛成者議員、長崎富夫、池城健、山下誠、上里樹、友利光德、國仲昌二。

読み上げて提案の理由にしたいと思います。

米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書

本年１月と３月、沖縄県内で在沖米海兵隊員による女性への性的暴行事件が相次ぎ、いずれも不同意性交等の容疑で書類送検された。これらの事件は、人権と尊厳を著しく踏みにじるものであり、断じて許されるものではない。

沖縄では、米軍関係者による性犯罪や重大事件が繰り返されてきたが、米軍及び日米両政府による再発防止策は実効性を欠き、被害が後を絶たない。この背景には、身柄引き渡しが起訴後に限られるため、日本の国内法に基づく厳格な処罰がおよびにくくなるなど、日米地位協定が大きな制約となっている現実がある。

さらに、事件発生が知らされないまま、米軍・県警・自治体による防犯パトロールが実施されたことは、県民に対し「地域の安全が確保されている」と誤った印象を与えかねず、結果として県民の安全に対する信頼を著しく損ねる結果となった。プライバシー保護の重要性は十分に理解されるべきだが、被害者の尊厳に最大限配慮しつつ、必要な範囲で速やかに情報提供を行う手立てを講じることは可能であったはずである。

米軍関係者による事件が繰り返される現実は、一過性の問題ではなく、沖縄県民の人権と尊厳を深く傷つける深刻な事態である。被害を未然に防ぎ、これ以上尊厳を踏みにじられることのないよう、着実で具体的な再発防止策を講じることが強く求められる。

よって、宮古島市議会は、県民及び市民の安全と人権、尊厳を守る立場から、国に対し、下記の事項の徹底と実現を強く求める。

記

１．被害者と家族への謝罪と完全な補償、性的二次被害の防止を含む丁寧なケアを迅速に行うこと

２．米軍関係者による犯罪根絶に向け、日米両政府が連携して抜本的な再発防止策を講じること

３．日米地位協定を見直し、日本の司法権が十分におよぶ仕組みを整えること

４．事件発生時には、プライバシーに十分配慮しつつ、速やかに情報を提供すること

５．沖縄県民の人権と安全を最優先に考慮し、基地負担軽減への取組を加速すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和７年（2025年）４月28日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、

外務省特命全権大使（沖縄担当）、警察庁長官、沖縄防衛局長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております追加日程第１、意見書案第３号については会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

追加日程第１、意見書案第３号、米軍関係者による性暴力事件の再発防止の徹底を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第３号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第３号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和７年第４回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午前10時57分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和７年４月28日

宮古島市議会

議　長　　平 良 敏 夫

議　員　　狩 俣 政 作

〃　　　下 地　　茜